

令和3年第9回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和3年11月11日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時58分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 荻ノ沢俊明 委員 松橋竹子 委員 安田友久 委員 石岡れい子
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	教育課長 濱浦孝子 学校教育 GL 中居 勉 社会教育 GL 金見靖子 学校教育 GSL 十文字 綾紀 社会教育 GSL 伊藤 航
協議に諮問 した案件	報告第1号 事務の臨時代理(階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定)について 議案第1号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第2号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第3号 階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する教育委員会規程の制定について 議案第4号 12月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について 議案第5号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について 議案第6号 階上町子ども読書活動推進計画(第三次)に関し議決を求めることについて

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1「会期決定の件」を議題と致します。 お諮り致します。 本委員会の会期は、本日1日と致したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号「事務の臨時代理（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居 GL	<p>それでは私の方から、報告第1号「事務の臨時代理（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について緊急を要し、教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年11月1日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。青森県最低賃金の改正によりまして、行政職給料表（2）清掃員、用務員並びに運転補助員の給与を改めるものです。資料の2枚目のところをご覧ください。下の方に改正内容が書いてございます。クリップ留めで1枚ものの改正前の内容がついたものがございます。こちらの4条の部分を改正したことになります。3行目の該号給とし、のところから最低の号給のところまでを削除します。次のページの表の中、行政職給料表（2）の清掃員、用務員、運転補助員のところが、改正となるものです。こちらの基礎号給と書いてあるところの号給、これが1から3になります。上限のところの号給も5から7になります。運転補助員も同じようになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号「事務の臨時代理（階上町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について」の件を終了いたします。</p>

<p>濱浦課長</p>	<p>日程第3 議案第1号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第1号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。 本案は、階上町特別職 町長、副町長、教育長 の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものでございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第1号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第1号「階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>日程第4 議案第2号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件についてご説明致します。 本案は、青森県人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改正するため、提案するものでございます。先ほどの議案第1号と今の第2号ですが、毎年この12月議会のところで率が改正されております。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>はい。毎年改正されているということになります。 これより質疑には入ります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第2号「階上町職員の給与に関する</p>

<p>濱浦課長</p>	<p>る条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5 議案第3号「階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する教育委員会規程の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第3号「階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する教育委員会規程の制定について」の件についてご説明致します。 本案は、職場におけるハラスメント防止対策の強化に基づき、規程の整備をするため、提案するものでございます。既存の「階上町学校職員セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程」を全部改正し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他のハラスメントという全てを網羅した形で、規程を整備したものでございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p>
<p>松橋委員</p>	<p>今まであったの？</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>今まではセクハラという部分だけがあって。今はこれにパワハラ、マタハラ、など色々なハラスメントを盛り込んで整備したものです。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>以前はどちらかというセクハラという部分だけでしたが、広がって教育委員会もそれらに対応しようという風になりました。 これより質疑にはいります。 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する教育委員会規程の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第3号階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する教育委員会規程の制定について」の件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6 議案第4号「12月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>濱浦課長</p>	<p>それでは議案第4号「12月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件についてご説明致します。</p>

丸岡教育長	<p>本案は、12月定例議会に付議するため提案するものでございます。</p> <p>横長の予算書の2ページをお開きください。10款教育費の歳出既決予算額 575,549千円から24,867千円を減額し、550,682千円とするものでございます。</p> <p>歳入ですが、3ページをお開きください。</p> <p>14款1項4目の教育使用料ですけれども、いずれもコロナにより、閉館や利用制限となったことにより減額するものでございます。また次のページ、道仏交流センターについては、コロナにより学校開放施設の利用ができない団体が、交流センターを利用したことにより増額としたものでございます。</p> <p>つづいて、15款2項5目教育費国庫補助金につきましては、事業費の見込みにより減額するものでございます。</p> <p>5ページをごらんください。財産貸付け収入、雑入のほとんどがコロナにより減額するものです。6ページをお開きください。上から4つめ東京2020オリンピック聖火リレー青森県実行委員会負担金は事業費の精算により、また、競技力向上対策本部会場地市町村競技拠点推進事業費補助金は、コロナにより自転車競技事業を中止したため、減額するものとなっております。</p> <p>つづいて歳出、7ページをお開きください。</p> <p>10款1項1目教育委員会費は、教育委員の町外視察研修のための報酬や費用弁償、東北六県教育委員会連合会の研修費など、コロナにより中止したために減額するものです。同じく2目事務局費も町外視察研修や東北六県の研修中止にかかる費用の減額となっております。8ページをお開きください。3目学校財産管理費は、入札執行残等により減額するものです。6目教育振興費ですが、コロナのために中止や事業縮小、中体連新人戦中止等により補助金等を減額するものです。</p> <p>10ページをお開きください。10款4項社会教育費および10款5項保健体育費ですが、入札執行残、あるいはコロナによる事業中止や縮小により減額するものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>コロナによって減額、事業ができなかったというのがほとんどです。これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「12月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p>
-------	---

<p>金見 GL</p>	<p>(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第4号「12月定例議会に付議する令和3年度教育費補正予算について」の件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7 議案第5号「階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について」の件を議題と致します。 本案について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第5号「階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について」の件についてご説明致します。別紙説明資料、社会教育グループと四角囲みしてあるもので説明致します。</p> <p>本案は、道仏交流センターのうち、地区集会所として利用する部分について、榊・駅前両町内会が道仏交流センターの管理組合を設立し指定管理者となっているものでございます。平成29年度から令和3年度までの5年間の指定管理期間が終了することに伴い、あらたに、令和4年度から令和8年度までの5年間、指定管理者として指定をするものとなっております。管理の範囲は、多目的ホールに係る部分以外の部分となっており、図面のオレンジ色の部分が管理組合の管理部分となります。また、基本的な業務の範囲は、地区集会施設に係る施設の鍵の開閉及び管理となっております。指定管理費用につきましては、道仏交流センターの光熱水費等維持管理費に係る費用は、ほとんどが多目的ホールにかかるものであり、地区集会施設使用分については、基本料内で収まるため、指定管理費は発生しないものとします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について」の件について議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第5号「階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について」の件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第6号「階上町子ども読書活動推進計画に関し議決を求めることについて」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>金見 GL</p>	<p>それでは議案第6号「階上町子ども読書活動推進計画第三次に関し議決を求めることについて」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、平成20年3月に第1次計画を策定し、平成28年3月に2次計画を策定し、今回は3次計画となるものです。位置づけとしては、「第</p>

5次階上町総合振興計画」および「第3次階上町生涯学習のまちづくり推進計画」、「第2期階上町教育振興基本計画」を上位計画とし、子どもの読書活動に関する計画とするものです。

それでは別冊の計画書にふれながら説明させていただきます。

1ページに計画策定の意義があります。3行目あたり、本計画は、このような読書活動の推進に関する基本的な方針と具体的方策・目標を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進する計画書となっております。3ページをご覧ください。4.計画の対象は0歳からおおむね18歳までとしております。5.計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としております。つづいて19ページをご覧ください。

基本的には第2次計画を踏襲し、基本理念として、本との出会いで、豊かな心と大きな夢を WE LOVE BOOKS!! みんなが本を好きになるようにとし基本方針を踏襲しております。1家庭、地域、学校等における子供の読書活動の推進、2子どもの読書活動を支える体制づくり3子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発としその取り組みが下の緑囲みの部分となります。詳しい取り組みについては20ページから27ページに掲載しております。あわせて計画を策定するにあたり、町内保育園、小中学校の保護者からもアンケートをとっています。それにつきましては、4ページから14ページにアンケートから読み取った現状と課題とし、本を読むのが好きな割合は、前回に比べ小学生がわずかに伸びをみせていますが、中高生は低くなっています。15ページに成果目標に基づく評価を記載しております。達成状況について評価して取組んでいくこととしております。なお、アンケート詳細につきましては、33ページから98ページに掲載しておりますので、のちほどご覧ください。

説明は以上でございます。

丸岡教育長

第3次計画ということになります。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか

中身はあとでご覧くださいと思いますが、気になるところはやはり中高生の（読書）、様々な要因があるとは思いますが、そのような読み取りになっております。

（質疑なしの声あり）

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第6号「階上町子ども読書活動推進計画に関し議決を求めることについて」の件を議決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号「階上町子ども読書活動推進計画（第三次）に関し議決を求めることについて」の件は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、令和3年第9回階上町教育委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

会議終了時刻 18時28分